ＵＦＪ銀行綱島支店　關口　　誠　4591901
ＵＦＪ銀行横浜駅前支店　白紙　久司　6596801
横浜銀行伊勢佐木町支店　佐々木由幾弥　1542728
横浜銀行伊勢佐木町支店　渡邊　勝弘　1542071
横浜銀行蒲田支店　黒田　昌弘　1288953
横浜銀行川崎支店　五十嵐佐仲　2102744
横浜銀行川崎支店　上田　景子　2104175
横浜銀行川崎支店　髙橋　　巖　2101587
横浜銀行港北ニュータウン北支店　小林　直美　1154040
横浜銀行渋谷支店　吉澤　　浩　1382432
横浜銀行本郷台支店　野木　勝弘　1704921
横浜銀行元住吉支店　浦里　　等　1336272
横浜銀行元住吉支店　小田部　巖　1336025
横浜銀行湯河原支店　藤原　米夫　1291438
横浜信用金庫川崎支店　石岡　武敏　284856
横浜信用金庫戸塚支店　鳥居　茂秋　450550
横浜信用金庫六角橋支店　田辺　正男　302004
横浜農業協同組合本郷支店　野木　勝弘　0001505
りそな銀行宇都宮支店　古口　　智　1928892
りそな銀行大阪恵美須支店　五十嵐操一　2432047
りそな銀行蒲田支店　中野　勝利　1291724
りそな銀行上大岡支店　飯田　光男　1254144
りそな銀行熊本支店　髙口　昭德　0007336
りそな銀行新宿支店　宮沢　　智　3424512
りそな銀行立川支店　縄田　政彦　1809819
りそな銀行調布支店　有村　竜二　4379160
りそな銀行綱島支店　池上　幸雄　1495792
りそな銀行綱島支店　井上　　学　1498937
りそな銀行綱島支店　髙橋　　守　1498325
りそな銀行日暮里支店　小山　和明　1571257
りそな銀行寝屋川支店　森島　亮太　0078792

⑵　主な犯行態様

○　被害者の息子や孫、甥、知人等であるかのように装って、「株で損をして上司からお金を借り、返済を催促されている」などと嘘を言い、指定する銀行等の口座に現金を送金させる。

○　事前に被害者に電話をかけ、電話番号が変わった旨を伝えておいた上、送金当日再度電話をかけ、急がせて金融機関が営業している午後３時までに送金させ、被害者に送金終了の電話をかけさせる。

5　開始決定の時における給付資金の額　金9,672万886円

6　支給申請期間　平成26年３月25日から平成26年６月30日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　①鹿児島太一　②平石　英顕　③佐藤　祐輝　④中村　匡佑　⑤竹内　拓朗

⑵　裁判所名　②、④札幌地方裁判所　①、③、⑤札幌高等裁判所

⑶　裁判年月日　①平成24年６月28日　②平成23年４月21日　③平成23年９月29日
④平成23年４月28日　⑤平成23年10月18日

⑷　確定年月日　①平成24年７月13日　②平成23年４月27日　③平成23年10月14日
④平成23年５月13日　⑤平成23年11月18日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

いわゆる振り込め詐欺を組織的に反復して行い利益を図ることを共同の目的とする団体の構成員である被告人らは、前記３記載の犯罪行為に関して、平成17年11月２日から平成19年11月30日までの間、多数回にわたり、被害者らをして、被告人らが管理する他人名義の預貯金口座に現金合計４億652万8,000円を振込入金させ、団体の活動として詐欺の罪に当たる行為を実行するための組織により、人を欺いて財物を交付させるとともに、犯罪収益の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第３条第１項第９号違反、同法第10条第１項前段違反

8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎
札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　011―209―7034

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申し立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申し立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申し立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該処分取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１６３６号

東京都杉並区和泉２丁目34―４

債務者　小林　將智（旧姓田中）

1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　海田　麻子

4　破産債権の届出期間　平成26年４月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月19日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７５７号

東京都中央区月島１丁目３―14―702

債務者　高木　伸繁

1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安武洋一郎

4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月22日午前11時

6　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
東京地方裁判所民事第20部